

□岩内町空き家等対策の推進に関する条例（仮称）』に対する意見概要と町の考え方

No.	意見概要	町の考え方
1	<p>空き地の発生の予防に資する措置を講ずるとありますが、誰が事前に分かるのでしょうか。</p>	<p>利用されずに放置された状態にある空き地は、個々の所有者の事情によって散発的・離散的に発生するとともに、個人情報保護の観点からも所有者以外の方が実態を把握することは大変難しい状況にあります。</p> <p>こうしたことから町では、空き地の発生状況やニーズを「見える化」していくことで、土地を有効活用していただき、空き地の解消へとつなげていきたいと考えています。</p> <p>こうした取り組みの一つとして今年度の4月より『岩内町空き地バンク』を開設しています。</p>
2	<p>地域活性化の観点から空き家及び空き地の有効活用を図る。とありますがどのように活用するのでしょうか。</p>	<p>空き家を活用した住み替えや定住支援、空き家が宅地として利用されることによる定住促進や、地域でのコミュニティ拠点としてさまざまな用途への転用が図られることなどにより、地域へ悪影響をもたらしている空き家・空き地が有効活用されることで地域の活性化へとつなげていきたいと考えています。</p>
3	<p>空き家がなくなり空き地（更地）が増えれば、地域の活性化につながるのでしょうか。</p>	<p>所有者による適正な管理がなされていない空き家は周辺地域へ深刻な影響を及ぼすことから、更地とすることで他の用途への転用を促し地域の活性化へつながると考えています。</p>
4	<p>周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等及び空き地について所要の措置を講ずるとありますが何を誰がどの様にするのでしょうか。</p>	<p>空き家等や空き地は、所有者が自らの責任により適正な管理を実施することが原則です。</p> <p>そのうえで、町としても所有者に対し、所有する空き家等及び空き地の適正な管理をお願いするとともに、必要な情報を提供していくことや、有効な活用が図られるような施策を実施していきます。</p> <p>さらに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家等については、法に基づく措置を実施していきます。</p>
5	<p>役場の具体案が全く見えてこない。 条例先にありきでは良いものは創れない。 空き家問題はいろいろな問題がリンクしており、条例より実態に合わせた対策を先にしたほうが具体的に理解しやすいように思われる。</p>	<p>町では、平成29年4月より空き家等に対する基本的な方針と対策について定めた『岩内町空き家等対策計画』に基づき、上記1から4に挙げているような対策も含めて空き家等や空き地の対策をすでに進めています。</p> <p>条例は、町民のみなさまにこうした空き家等対策への関心を持っていただき、地域全体で協働して対策をさらに押し進めていくことを目的として制定するものです。</p>

No.	意見概要	町の考え方
6	<p>家主不明は理解できない、何故なら固定資産税の徴収があるので情報は集約できるはずです。</p>	<p>町では平成27年に町内の大部分を対象とした空き家の実態調査を行い、外観の状態などから空き家等と判断された建物の所有者に対しアンケート調査を実施しています。</p> <p>その際には、ご意見にあるような固定資産税に係る税情報や住民票などの情報をもとに所有者を特定する作業を進めていますが、所有者や相続人が既に死亡している場合や行方不明などにより把握できない場合があります。</p>
7	<p>景観や町並は非常に大事だと思っています。</p> <p>取りあえず家主組合を作ってもらい役場が仲介役となり組合と話し合いをしリフォームするものはして町営住宅なみの家賃で町民に入居してもらったほうが空き家もなくなるし、町並も景観も維持できるし、草刈も掃除もできるだろうし除雪もするだろうし、空き家問題はある程度の目途がつく様に思う。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>イギリス型で考えれば若い時に街に家を構え、老人になったらその家を貸して自分たちは田舎に家を借りその料金を生活すると言うのも一つの考えだと思う。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>町民対話による生の声も必要だと思います。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の条例を見直す際などに、広くご意見を頂く手法の一つとして参考とさせていただきます。</p>